

ケース
②
解説

街角で声をかけられた! 不意打ちのキャッチセールスに注意

ケース①では、「契約」について学びました。契約は、一方の都合だけで勝手にやめることはできないということでしたね。しかし、売り手の中には悪質な事業者もいます。商品を買いたいがため、商品を実際より良く見せたり、強引な手口で契約を結ばせトラブルになることがあります。

そこで、事業者が消費者にウソの説明をするなど不当な勧誘をした場合などは、契約を取り消すことができると法律で定めています。

ケース②のような販売方法をキャッチセールスといいます。不意打ちの勧誘を受け、その時はその気になって契約したものの、後からよく考えると「とても高額で、自分には必要のないものだった」と気づくことがあります。特に、店舗等に連れて行かれると、相手のペースに乗せられ冷静な判断ができなくなってしまうこともあります。

このため、販売方法によっては、契約した後に消費者が冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができるクーリング・オフの制度があります。

(クーリング・オフ制度の詳細はP10参照)

このケースの場合は、契約書を渡されてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。8日間を過ぎていても、契約の状況によっては契約の取消が可能な場合もあります。

また、規定の解約料を支払って中途解約することが可能な場合もあります。すぐに、契約書などの資料を持って消費生活相談窓口(裏表紙参照)に相談に行きましょう。

クーリング・オフ制度があっても、一度結んだ契約を解除するためには、それなりの手間と労力が必要です。また、契約することによってあなたの個人情報相手が知られることとなります。不要な契約を結ばないように、日頃から契約は慎重にすることを心掛け、「いらぬものは、きっぱり断る」態度を身につけましょう。無料(タダ)ほど高いものはありません。

参考 契約が取り消せる例

○消費者契約法により契約が取り消せる勧誘

①事実と違う説明をする

例) 事故車ではないと聞いて購入したが、本当は事故車だった中古車



②不確実なことを確実なことのよう に説明する

例) 数年後には必ず値上がりすると
言われて買った絵画



③不利な点を隠して有利な点ばかり強調する

例) 隣地に高層ビルの建築予定が
あるのを隠して、日当たり良好
と説明され買ったマンション



④帰ってほしいと伝えているのに帰らない

例) 訪問販売員に居座
られ仕方なく契約
した学習教材



⑤営業所や喫茶店などで帰りたと言っても しつこく勧誘する

例) キャッチセールスで
営業所に連れて行
かれ、帰らせて
もらえず契約した
エステサービス



○未成年者の契約

未成年者(20歳未満の人 ただし結婚すれば20歳未満でも成年者とみなされる)は、社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力も十分ではないので、民法は未成年者が法定代理人(通常は親権者)の同意を得ないで行った契約を取り消すことができるとしています。

ケース
3

あなたは、どこで立ち止まることができますか？ 無防備なアツコさんの結末は…

社会人1年生のアツコさんが携帯電話の占いサイトに自分の名前や生年月日、メールアドレスを登録したところ、突然、出会い系サイトに登録完了となりました。その後次々とメールが送られて来ます。

Q1 あなたなら どうしますか？

A そのままにして
おいて、おもしろそうな
メールは見る



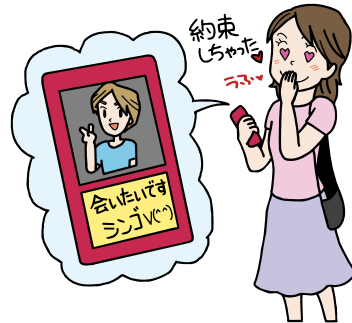
B メールアドレス
を変更する



「シンゴ」という男性からのメールが気に入り、何度かメール交換をしました。そのうちに向こうから「会いたい」と言ってきました。

Q2 あなたなら どうしますか？

A 写真を見るとイケメン
だしやさしそう
会いに行く



B 知らない人なので不安
会わない



「シンゴ」は、写真どおりのイケメンで、アツコさんは舞い上がってしまいました。何度かデートを繰り返し、その日は、「シンゴ」が勤めているという宝石店を見に行きました。「シンゴ」は「アツコのためにアクセサリーをデザインしたんだよ。」とアツコさんに勧めます。アクセサリーは50万円もする高価なものだったので、アツコさんが「とても高くて買えない」と断ると、「ローンを組めばいいんだよ。支払の半分はボクがするからさ。ぜひ君に身に付けてほしい」とささやきます。アツコさんは、断ると「シンゴ」が気を悪くするのではないかと心配です。

Q3 あなたなら どうしますか？

A 「シンゴ」が気を悪くする
といけないので無理
してでも買う



B 自分には高価すぎるものなので
購入できないと断る



しばらくすると、突然、「シンゴ」との連絡が取れなくなってしまいました。ローンの半分は持つという約束も守られていません。店に苦情を言っても、「そんな人は、この店にはいない。知らない。」と取り合ってくれません。

毎月の支払は、アツコさんの手に負えなくなってきました。アツコさんは、ローンの支払のためクレジットカードのキャッシング枠を利用したり、消費者金融から借入れをするようになりました。借金はふくらむばかりです。

アツコさんは、うかつだった自分が恥ずかしく誰にも相談できずにいます。返済期日に追われ、一人追い詰められて思い悩む日々を送っています。

